

船舶事故調査報告書

令和3年1月13日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員死亡
発生日時	令和元年11月13日 11時35分ごろ
発生場所	北海道釧路市阿寒川 ^{あかん} 河口南東方沖 開発局釧路港西港区島防波堤西灯台から真方位348° 1,720m付近 （概位 北緯42° 59.7′ 東経144° 17.2′）
事故の概要	漁船第八千幸丸 ^{せんこう} は、揚網作業中、甲板員1人が揚網機に巻き込まれて死亡した。
事故調査の経過	令和元年11月18日、本事故の調査を担当する主管調査官（函館事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第八千幸丸、8.5トン HK2-19844、薄井漁業株式会社 13.19m (Lr) × 3.71m × 1.35m、FRP ディーゼル機関、450kW、昭和60年6月10日 第200-36147号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 男性 64歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和52年5月13日 免許証交付日 平成29年8月14日 （令和4年10月15日まで有効） 甲板員A 男性 83歳 操縦免許 なし
死傷者等	死亡 1人（甲板員A）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 3、視界 良好 海象：波高 約1m、潮汐 上げ潮の中央期
事故の経過	本船は、船長、甲板員A及びその他の甲板員4人が乗り組み、令和元年11月13日05時15分ごろししゃも漁を行う目的で北海道釧路市釧路港を出港し、阿寒川河口南東方沖に到着して操業を開始した。 本船は、7回目の揚網作業を開始し、船長が操舵室で操船を行い、

甲板員Aが前部甲板左舷側で揚網機（以下「Vローラ」という。）の操作に、‘その他の甲板員4人のうち1人の甲板員’（以下「甲板員B」という。）が操舵室前方で甲板上の整理等に、その他の甲板員3人が後部甲板で船尾ドラムの操作等にそれぞれ当たり、2機の船尾ドラムで引き綱を巻き上げて漁網を船尾付近に近づけ、‘回し綱と呼ばれる揚網用ロープ’（以下「本件ロープ」という。）を漁網に接続した後、前部甲板左舷側から揚網する目的で、左回頭をしながら漁網を左舷船首側に移動させていた。（図1参照）

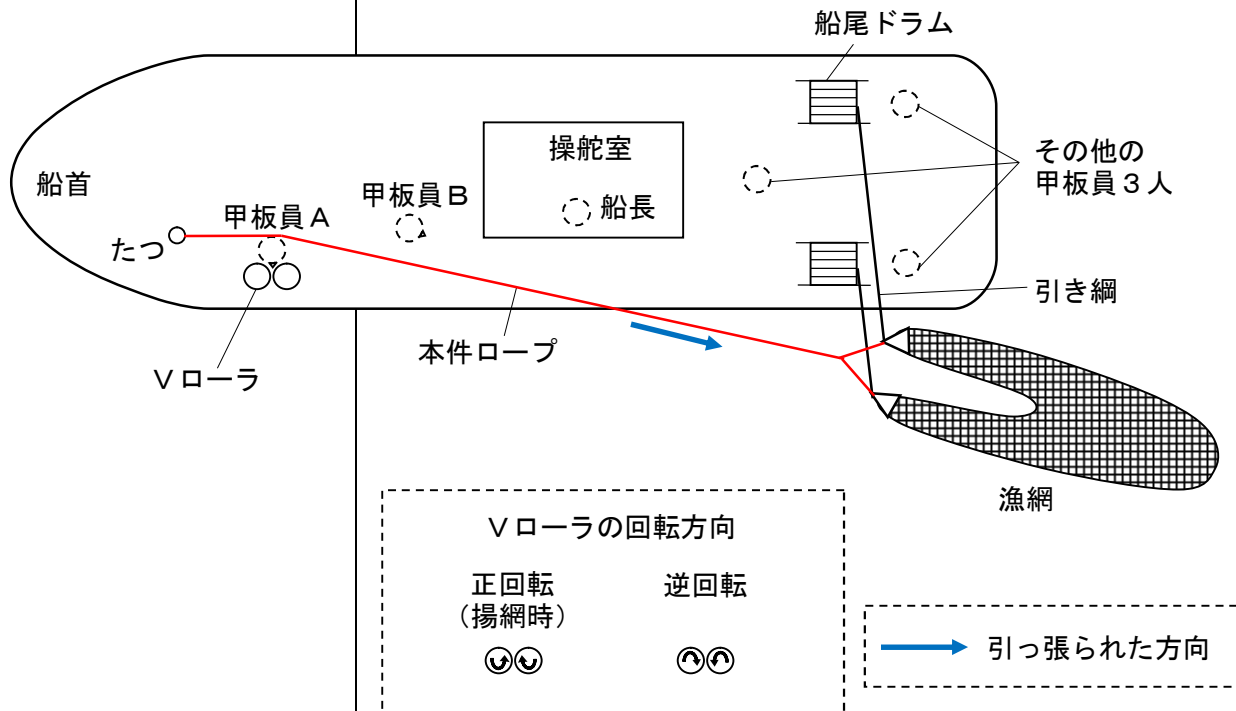


図1 本船の状況概略図

甲板員Aは、Vローラと本件ロープの間でVローラを操作して本件ロープの巻揚げ作業に当たっていたところ、11時35分ごろ上半身がVローラに巻き込まれた。

甲板員Bは、上半身をVローラに巻き込まれている甲板員Aに気付き、Vローラの操作レバーを中立の位置にしてVローラを停止させた。

本船は、乗組員が、甲板員AをVローラから救出しようとしたが、外すことができず、僚船に本事故の連絡が行われて12時05分ごろ釧路港に戻った。

甲板員Aは、救急車で釧路市内の病院に搬送されたが、医師により死亡が確認され、死因が胸腹骨盤部多発外傷と検案された。

(写真1～2参照)



写真1 本船



写真2 Vローラ

(付図1 事故発生場所概略図 参照)

その他の事項

本船は、ふだん、左回頭をしながら漁網を左舷船首側に移動させる際には、Vローラに本件ロープを掛けてVローラを使用して漁網を同船に寄せていた。

Vローラは、直径約29cmで高さ約35cmの円筒形ゴムローラ2個が回転してロープや網を挟んで引き込むもので、本事故当時、本船の甲板から高さ120cm位の位置に設置されていた。

Vローラの操作レバーは、Vローラの船首側に位置し、1本のレバーの起倒によって正回転（揚網時）、逆回転及び停止（中立）の操作ができるようになっていた。

Vローラの操作レバーは、通常、網がかみ込んだ場合などを除き、揚網時に逆回転の位置に入れられることはなかったが、甲板員Aが発見されたとき、逆回転の位置に入っていた。

本件ロープは、本船の左舷船首のたつに結ばれ、ふだんの揚網時、Vローラを経由して漁網に接続されていたが、甲板員Aが発見されたとき、Vローラから外れていた。

甲板員Aは、ししゃも漁に従事した経験が数十年あり、ふだんの揚網時、本船で後部甲板の作業の進捗状況を見計らいながら、Vローラを操作して本件ロープの巻揚げ作業に当たっていた。

	<p>甲板員Aは、本事故当時、健康状態に異常がなく、帽子をかぶり、カッパ上下、ゴム手袋、長靴及び救命胴衣を着用していた。</p> <p>甲板員Bは、本事故当時、本件ロープがVローラから外れたと思い、Vローラに掛け直そうと左舷船尾方を見ながら本件ロープを引っ張っていたので、船首方で作業していた甲板員Aを見ていなかった。</p> <p>船長は、甲板員Aが、漁網の重さで緊張した本件ロープに背後から押され、体の一部がVローラの操作レバーに触れるなどして同レバーが逆回転の位置に入り、Vローラが逆回転し、甲板員Aの上半身がVローラに巻き込まれたと本事故後に思った。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>不明</p> <p>甲板員Aの死因は、胸腹骨盤部多発外傷であった。</p> <p>本船は、阿寒川河口南東方沖において左回頭をしながら揚網作業中、Vローラと本件ロープの間でVローラを操作して本件ロープの巻揚げ作業に当たっていた甲板員Aが、漁網の重さで緊張した本件ロープに押されたことから、甲板員Aの上半身が逆回転したVローラに巻き込まれたものと考えられる。</p> <p>本船は、甲板員Aが発見されたとき、本件ロープがVローラから外れていたことから、甲板員Aが、本件ロープをVローラに掛けようとするなどしていた可能性があるが、目撃者がおらず、それらの状況を明らかにすることはできなかった。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、阿寒川河口南東方沖において左回頭をしながら揚網作業中、Vローラと本件ロープの間でVローラを操作して本件ロープの巻揚げ作業に当たっていた甲板員Aが、漁網の重さで緊張した本件ロープに押されたため、甲板員Aの上半身が逆回転したVローラに巻き込まれたことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 乗組員は、揚網時、ロープの急激な張りによって弾かれたり、押されたりすることがあるので、立ち位置を考慮して周囲の安全確認を行い、Vローラに巻き込まれないように十分に注意して揚網作業に当たること。

付図1 事故発生場所概略図

